

広島県訓令第9号

本 庁
地 方 機 関

広島県決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年五月十八日

広島県知事 横 田 美 香

広島県決裁規程の一部を改正する訓令

広島県決裁規程（昭和三十八年広島県訓令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第三（第八条関係）			
局長専決事項	局長専決事項	局長専決事項	局長専決事項
課長専決事項	課長専決事項	課長専決事項	課長専決事項
局課の区分	局課の区分	局課の区分	局課の区分
総務局	総務局	総務局	総務局
人事課	人事課	人事課	人事課
職員給与課	職員給与課	職員給与課	職員給与課
一・二（略）	一・二（略）	一・二（略）	一・二（略）
三 職員の児童手当に係る受給資格及び額の認定	三 職員の児童手当に係る受給資格及び額の認定	三 職員の児童手当に係る収入の通知 支出命令、受給資格及び額の認定	三 職員の児童手当に係る収入の通知 支出命令、受給資格及び額の認定
四一十（略）	四一十（略）	四一十（略）	四一十（略）
十一 役付職員を除く職員の昇給	十一 役付職員を除く職員の昇給	十一 役付職員を除く職員の昇給	十一 役付職員を除く職員の昇給
十二 電子計算組織により処理する職員の給与及び児童手当に係る収入の通知及び支出命令	十二 電子計算組織により処理する職員の給与及び児童手当に係る収入の通知及び支出命令	十二 電子計算組織により処理する職員の給与及び児童手当に係る収入の通知及び支出命令	十二 電子計算組織により処理する職員の給与及び児童手当に係る収入の通知及び支出命令
十三・十四（略）	十三・十四（略）	十一・十二（略）	十一・十二（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。